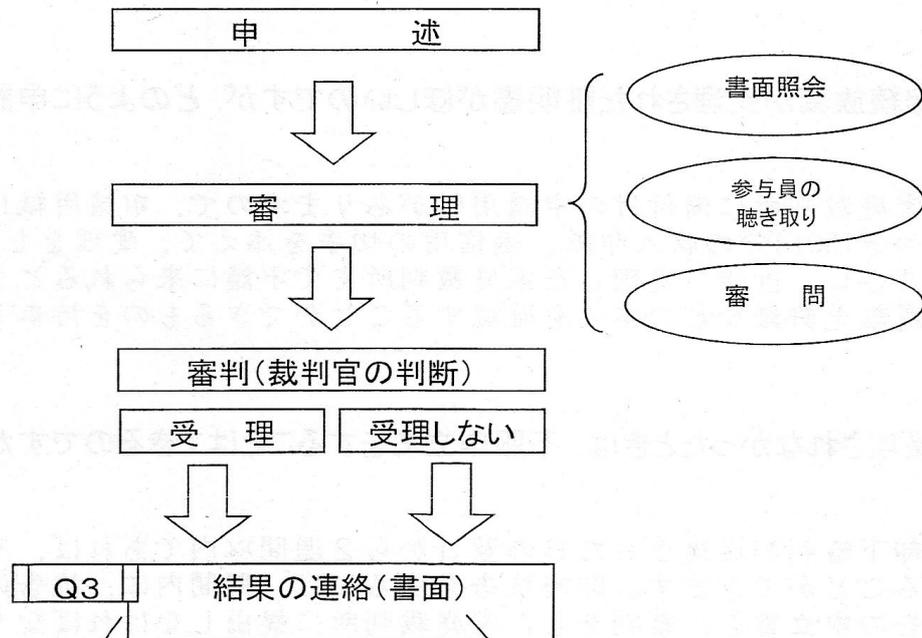


そうぞくほうき しんじゅつ
「相続放棄の申述」の手続とは……

亡くなった人の財産（借金などの債務も含まれます。）を、一切相続したくないときは、家庭裁判所で相続を放棄する旨を申述しなければなりません（これを「相続放棄の申述」といいます。）。相続放棄をすると、初めから相続人ではなかったこととみなされます。相続放棄の申述は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に、家庭裁判所に行わなければならない（民法938条。期間を過ぎた場合→Q1、財産を処分した場合→Q2）。この申述を行いたいときは、以下の書類等を用意して、裁判所に提出してください。

申述をする人	相続人(未成年者のときは、その法定代理人が代理して行います。)
申述する裁判所	亡くなった人の最後の住所地の家庭裁判所 [→ 家庭裁判所 支部・出張所]
申述に必要な費用	<input type="checkbox"/> 申述をする相続人1人につき収入印紙800円 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手246円分[82円×3枚]
申述に必要な書類	<input type="checkbox"/> 申述書1通 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本各1通※同じ戸籍のときは1通で結構です。 <input type="checkbox"/> 申述をする人のもの <input type="checkbox"/> 亡くなった人のもの <input type="checkbox"/> 亡くなった人の住民票の除票1通 ※そのほかに書類の提出をお願いすることもあります。

手 続 の 流 れ



Q4
 ※相続放棄申述受理証明書が必要なときは申請してください(1件につき150円分の収入印紙が必要です。)

※2週間以内であれば、不服申立てをすることができます。

相続放棄の申述Q&A

Q1 夫は数年前に死亡しているのですが、相続放棄の申述をすることはできるのですか？

相続放棄の申述は、相続人が相続開始の原因たる事実(被相続人が亡くなったこと)及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知ったときから3か月以内に行わなければなりません。ただ、相続財産が全くないと信じ、かつ相当な理由があるときなどは、財産の全部又は一部の存在を認識したときから3か月以内に申述すれば、相続放棄の申述が受理されることもあります。

Q2 夫の遺産の一部を売却してしまったのですが、相続放棄の申述をすることはできるのですか？

遺産の一部を処分したときは、相続を承認したものとみなされることになり、相続放棄は認められません。もっとも、処分した内容、理由などによっては、相続放棄の申述が受理されることもあります。

Q3 受理になったときは、どのような手続をすれば良いのですか？

亡くなった人の財産を管理している場合は、相続人に引き継ぐこととなります。また、債権者から債務の請求がきている場合には、債権者に対して、家庭裁判所で相続放棄の申述が受理されたことを連絡するのがよいと思われます。

Q4 相続放棄が受理された証明書がほしいのですが、どのように申請するのですか？

家庭裁判所に備付けの申請用紙がありますので、申請用紙に必要事項を記入し、1件につき150円分の収入印紙、返信用の切手を添えて、受理をした家庭裁判所に申請してください。直接、受理した家庭裁判所まで申請に来られるときは、印鑑及び受理通知書や運転免許証などの本人を確認することができるものを持参してください。

Q5 受理されなかったときは、不服申立てをすることはできるのですか？

却下審判が送達された日の翌日から2週間以内であれば、不服申立て(即時抗告)をすることができます。即時抗告をするには、期間内に、抗告の趣旨などを記載した即時抗告の申立書を、審判をした家庭裁判所に提出しなければなりません。詳しくは、審判をした家庭裁判所にお問い合わせください。